

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
調査課における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針） 標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 21 年 7 月 10 日以降、これにより適切な運営を図られたい。 なお、平成 14 年 3 月 14 日付査調 2－3 ほか 2 課共同「税理士法の一部改正に伴う調査課における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」（事務運営指針）は、平成 21 年 7 月 9 日をもって廃止する。 （趣旨） 書面添付制度（税理士法（昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。）の平成 13 年度改正により、従来の更正前の意見陳述に加えて、法第 33 条の 2 の書面（以下「添付書面」という。）が申告書に添付されている場合において、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、法第 30 条の書面（以下「税務代理権限証書」という。）を提出している税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えることとされたものをいう。以下同じ。）を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）と協調して、その普及等に取り組むこととしている。 この普及策の一つとして、日税連においては「添付書面作成基準（指針）」を定めたところであり、それを踏まえ、国税庁においては、法第 35 条第 1 項に規定する意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行った結果、調査の必要がないと認められた場合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を<u>連絡</u>することとしたことから、所要の整備を図るものである。 記 第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 1 （省略）	調査課における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針） 標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 21 年 7 月 10 日以降、これにより適切な運営を図られたい。 なお、平成 14 年 3 月 14 日付査調 2－3 ほか 2 課共同「税理士法の一部改正に伴う調査課における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」（事務運営指針）は、平成 21 年 7 月 9 日をもって廃止する。 （趣旨） 書面添付制度（税理士法（昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。）の平成 13 年度改正により、従来の更正前の意見陳述に加えて、法第 33 条の 2 の書面（以下「添付書面」という。）が申告書に添付されている場合において、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、法第 30 条の書面（以下「税務代理権限証書」という。）を提出している税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えることとされたものをいう。以下同じ。）を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）と協調して、その普及等に取り組むこととしている。 この普及策の一つとして、日税連においては「添付書面作成基準（指針）」を定めたところであり、それを踏まえ、国税庁においては、法第 35 条第 1 項に規定する意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行った結果、調査の必要がないと認められた場合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を<u>原則として書面により通知</u>することとしたことから、所要の整備を図るものである。 記 第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方 1 （同左）

改 正 後	改 正 前
2 書面添付制度適用法人の的確な管理 申告書（法人税申告書、地方法人税申告書、<u>防衛特別法人税申告書</u>、消費税及び地方消費税の申告書をいう。以下同じ。）に添付書面の添付がある法人（以下「書面添付制度適用法人」という。）については、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。 なお、実地調査の要否判定は、添付書面の記載事項等を十分踏まえた上で行う。 3 （省略） 第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項 第1節 書面添付制度適用法人管理簿への登載 統括官等は、書面添付制度適用法人について<u>別紙1</u>「書面添付制度適用法人管理簿」に登載し、その後の管理に活用する。 （注） 「統括官等」とは、国税局調査（査察・<u>第一～第四）部又は沖縄国税事務所調査課の統括国税調査官、特別国税調査官又は調査事務を所掌する担当課長</u>をいう。 第2節 意見聴取の実施 1 調査通知前の意見聴取の実施 統括官等は、書面添付制度適用法人に対し実地の調査を行おうとする場合には、国税通則法第74条の9に規定する事前通知を行わないこととしたときを除き、同法第65条第6項に規定する調査通知（以下「調査通知」という。）を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。 なお、「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第1面「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第1面「1 相談を受けた事項」欄から第3面「5 総合所見」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。 （注） <u>意見聴取を行わない場合には、その理由を別紙1</u>「書面添付制度適用法人管理簿」に簡記する。 2 意見聴取の時期、方法	2 書面添付制度適用法人の的確な管理 申告書（法人税申告書、地方法人税申告書、消費税及び地方消費税の申告書をいう。以下同じ。）に添付書面の添付がある法人（以下「書面添付制度適用法人」という。）については、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。 なお、実地調査の要否判定は、添付書面の記載事項等を十分踏まえた上で行う。 3 （同左） 第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項 第1節 書面添付制度適用法人管理簿への登載 統括官等は、書面添付制度適用法人について「書面添付制度適用法人管理簿」（<u>別紙1</u>）に登載し、その後の管理に活用する。 （注）「統括官等」とは、国税局調査（査察）<u>部における特別国税調査官、統括国税調査官</u>をいう。 第2節 意見聴取の実施 1 調査通知前の意見聴取の実施 統括官等は、書面添付制度適用法人に対し実地の調査を行おうとする場合には、国税通則法第74条の9に規定する事前通知を行わないこととしたときを除き、同法第65条第6項に規定する調査通知（以下「調査通知」という。）を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。 なお、「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第1面「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第1面「1 相談を受けた事項」欄から第3面「5 総合所見」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。 （注）意見聴取を行わない場合には、その理由を「書面添付制度適用法人管理簿」に簡記する。 2 意見聴取の時期、方法

改 正 後	改 正 前
調査担当者は、調査通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。 この場合、意見聴取は調査通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来局を依頼する方法により行う。また、意見聴取を行う旨を通知した日、<u>調査通知予定日等をシステムに入力する。</u> (注) 1 税理士等が遠隔地に所在しているなど来局が困難な場合には、<u>まずWeb会議システムの利用を検討し、当該方法によることが困難なときは、電話による意見聴取や、文書による意見の提出等の方法によることとして</u>差し支えない。 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。 3 (省略) 4 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を<u>別紙2「応接簿（意見聴取用）」に入力</u>して統括官等の決裁を了する。 ① 相手方、応接者、調査対象法人名、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙3「<u>意見聴取結果についてのお知らせ</u>」の送付要否 ⑥ その他参考となる事項 (注) <u>別紙3「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、別紙2「応接簿（意見聴取用）」と併せて決裁を受ける。</u> 5 意見聴取結果の税理士等への連絡 (1) 調査に移行しない場合 意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として<u>別紙3「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付すること</u>により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。 なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、<u>別紙3「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、</u>じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。	調査担当者は、調査通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。 この場合、意見聴取は調査通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来局を依頼する方法により行う。また、<u>添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び調査通知予定日を記入する。</u> (注) 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来局が困難な場合には、電話による意見<u>の聴き取り又は</u>文書による意見の提出<u>によって</u>も差し支えない。 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。 3 (同左) 4 意見聴取後の事務 調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を<u>応接録（別紙2）に記載</u>して統括官等の決裁を了し、<u>税歴簿に編てつ</u>する。 ① 相手方、応接者、調査対象法人名、応接方法、応接日時 ② 意見聴取した内容 ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項 ④ 調査への移行の有無 ⑤ 別紙3 <u>の書面（以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。）</u>の送付要否 ⑥ その他参考となる事項 (注)「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、<u>応接録</u>と併せて決裁を受ける。 5 意見聴取結果の税理士等への連絡 (1) 調査に移行しない場合 意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。 なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

改 正 後	改 正 前
① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合 ② 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第2面「3 審査した主な事項」欄及び第3面「4 審査結果」欄に記載がない場合 ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合 (注) 税理士等に対する「現時点では調査に移行しない」旨の連絡は、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときに、調査を行うことを妨げるものではない。 その際、<u>事前通知を行わないこととしたときを除き、</u>調査通知を行う前に改めて意見聴取を行う。 (2) (省略) 6 (省略)	① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合 ② 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び第3面「5 総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第2面「3 審査した主な事項」欄及び第3面「4 審査結果」欄に記載がない場合 ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合 (注) <u>1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、</u>その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。 その際、調査通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。 <u>2 「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせの写しを税歴簿に編てつする。</u> (2) (同左) 6 (同左)

改正前

別紙 1

書面添付制度適用法人管理簿

[illegible]

別紙1

改正後

別紙2

応接簿（意見聴取用）

相手方	税理士又は税理士法人の氏名又は名称					応接者	部門	調査第 部 調査第 部門		
	事務所の所在地	電話番号					氏名			
	調査対象法人名	共通番号+枝番号								
						意見聴取連絡年月日		年 月 日		
調査への移行の有無				有□ 無□		調査通知（予定）年月日		年 月 日		
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否				要□ 否□		送付年月日		年 月 日		
調査に移行しないとした場合の期末等										
職員情報				接触実績						
所属 氏名				方法 時間	場所	相手方	経過内容		管理者入力 指示内容等	確認

改正前

別紙2

別紙2

応接録

		決断年月日	部 長	次 長	特 官・統括官	総括主査	担当書
		・					
調査対象法人名		()		住 所		電話 () -	
相手方	税理士又は税理士法人の氏名又は名称			応接者	部門	調査第 部 調査第 部門	
	事務所所在地	電話 () -			氏名		
書面作成に係る税理士	氏名又は名称			応接方法	来局	電話	その他
	事務所所在地	電話 () -			応接日時	年 月 日 : ~ :	
意見聴取の内容							
調査への移行の有無		有□ 無□		調査通知(予定)日			
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否		要□ 否□		送付年月日			
摘要							

改正後

応接簿（意見聴取用）

1 使用目的

「応接簿（意見聴取用）」は、税理士法第35条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否	意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付する必要がある場合には、「要□」にチェックし、送付する必要がある場合には、「否□」にチェックする。
調査に移行しないとした場合の顚末等	意見聴取により、調査に移行しないとした場合にその顚末、及び「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない場合の理由、その他税理士等から申入事項があった場合にはその旨を記載するほか、参考事項等を記載する。

改正前

応接録の記載要領

1 使用目的

「応接録」は、税理士法第35条に基づき来局又は電話により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応答した事績及び「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否に関して検討した事績などを整理、記録する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否	意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付する必要がある場合には、「要□」にチェックし、送付する必要がある場合には、「否□」にチェックする。
摘 要	意見聴取により、調査に移行しないとした場合にその顚末、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない場合の理由及び税理士等に対して指導した事項等を記載する。

改 正 後

改 正 前

別紙 3

別紙 3

別紙3

お問い合わせ 番 号	
---------------	--

_____ 国 税 局
_____ 様

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろから協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る下記の税目における申告について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

税 目 _____

納税者名 _____

納 税 地 _____

連絡先	部 署	国税局	電話番号 (ダイヤルイン)	
	担当者		内線	

□□□-□□□□

様

第 _____ 号
____ 年 ____ 月 ____ 日

国税局
調査第 _____ 部長

意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろから協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（ _____ 税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名 _____

納 税 地 _____

担当者	
-----	--

電話 — —